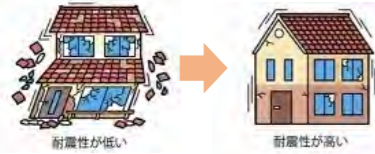


各家庭の防災対策を支援する区の実践を紹介いたします！

建築物の耐震対策

建物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を行っています。



【問い合わせ先】

建築課耐震化推進係 3546-5459

高齢の方や障害のある方向け 家具類転倒防止器具の取付支援

高齢の方や障害のある方を対象に、家具類転倒防止器具の取付サービスを行っています。



【問い合わせ先】

(高齢の方) 高齢者福祉課高齢者福祉係
3546-5354
(障害のある方) 障害者福祉課障害者福祉係
3546-5389

安全・安心メール

地震や気象の警報・注意報、河川の洪水、区からの緊急情報、振り込め詐欺などの防犯情報をメールでお知らせします。

登録は左下の二次元コードを読み取り、表示されたアドレスに件名や本文のない空のメールを送信してください。



※メールをしても返信がない場合は、携帯電話の設定で【@raidan2.ktaiwork.jp】からのメールを許可してください。

【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5087

280MHz 緊急告知ラジオの有償頒布

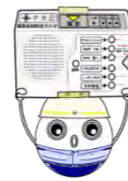
災害時に自動的に電源が入り、緊急放送を受信できる緊急告知ラジオの有償頒布を行っています。1台2,000円で1世帯1台まで購入可能です。なお、旧型ラジオは引き続き使用できますが、買い替えについては区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5087

【頒布場所】

区役所本庁舎 1階防災危機管理課
日本橋・月島特別出張所 1階地域活動係



中央区防災マップアプリ

災害時に避難所の開設状況や鉄道の運行状況などを表示します。



※iOS9.0以降, Android4.4以降のOSを搭載したもの

【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5510



防災用品のあっせん

区民および区内事業者を対象に防災用品のあっせんを行っています。ご家庭の防災対策のためにぜひご利用ください。

＜チラシ配布場所＞

区役所本庁舎、日本橋特別出張所、月島特別出張所

＜閲覧方法＞

区ホームページ、防災マップアプリ

区ホームページは、二次元コードを読み取るか、URLからアクセスできます。

<https://www.city.chuo.lg.jp/>



消防団員を募集しています！

【入団資格：区内在住・在勤在学で18才以上の方】

地域の防災リーダーである消防団員として活動してみませんか。

【問い合わせ先】

京橋消防署
日本橋消防署
臨港消防署

電話:3564-0119
電話:3666-0119
電話:3534-0119

住所:京橋三丁目14番1号
住所:日本橋兜町14番12号
住所:晴海五丁目8番20号

泰明小学校 防災拠点からのお知らせ

令和6年3月

ごあいさつ

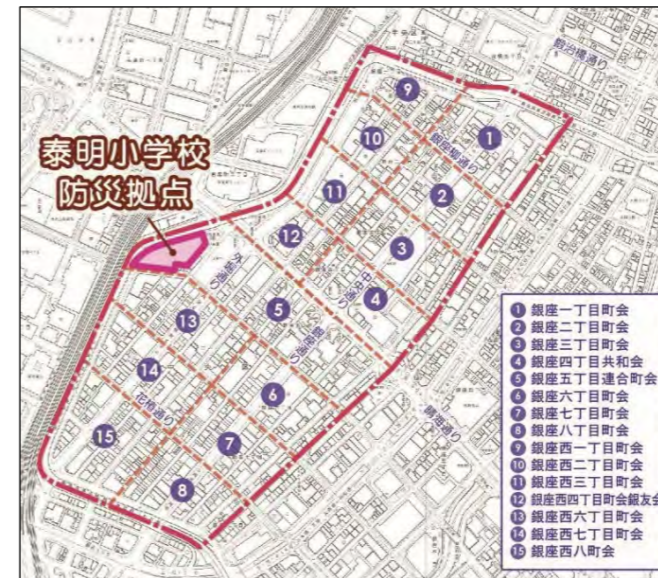
大地震発生時に泰明小学校防災拠点の対象地域に住む方々が、協力し自主的に防災拠点の開設・運営をできる体制を築くために、平成16年度から「泰明小学校防災拠点運営委員会」として活動しています。

令和5年度の防災拠点運営委員会は、新型コロナウイルス感染症が流行して以降約4年ぶりに委員会活動を再開し、あらためて本防災拠点における避難方針や防災拠点の役割等を確認するとともに、今後の在り方についての検討を行いました。

今後とも、地域の安全・安心のために活動してまいりますので、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

泰明小学校防災拠点運営委員会 委員長

あなたの地域の防災拠点（避難所）は、泰明小学校です！



区内全域の防災拠点は、右記二次元コードを読み取るか、区ホームページから確認できます。

泰明小学校防災拠点

【対象区域一覧】

- ◎銀座一丁目の一部
- ◎銀座二丁目の一部
- ◎銀座三丁目の一部
- ◎銀座四丁目の一部
- ◎銀座五丁目の一部
- ◎銀座六丁目の一部
- ◎銀座七丁目の一部
- ◎銀座八丁目の一部



発行：泰明小学校防災拠点運営委員会 編集協力：中央区総務部防災危機管理課
問い合わせ先：中央区総務部防災危機管理課 (TEL 03-3546-5510 FAX 03-3546-5708)

※本お知らせは右記二次元コードからもご覧いただけます。



「泰明小学校防災拠点運営委員会の今後の在り方」について

令和5年10月25日（水）に開催いたしました第2回泰明小学校防災拠点運営委員会において、「泰明小学校防災拠点運営委員会の今後の在り方」について意見交換等を行いましたので、その内容についてご紹介します。

避難方針

対象	避難行動	自宅・事業所等に留まらない場合の避難先
従業員	(建物倒壊や火災の危険がない場合) 事業所に留まる	・帰宅困難者一時滞在施設 ・ // 一時待機場所
来街者	・ 利用施設に留まる ・帰宅困難者一時滞在施設 ・ // 一時待機場所	・帰宅困難者一時滞在施設 ・ // 一時待機場所
区民	(建物倒壊や火災の危険がない場合) 自宅に留まる (在宅避難)	泰明小学校防災拠点

(令和5年12月末現在)

○帰宅困難者一時滞在場所 (区内:31施設、銀座地区内:7施設)

○帰宅困難者一時待機場所 (区内:21施設、銀座地区内:2施設)

※帰宅困難者一時滞在施設が開設されるまでの待機場所

防災拠点

防災拠点設置の背景

○ 阪神淡路大震災において、地域の小中学校が避難所の役割を果たしたことに加え、救助活動や情報発信など地域における災害活動拠点となった。

○ 「支え合い、助け合う 共助」の場として、区内の小中学校等を防災拠点に位置づけることについて、地域の防災区民組織等と協議調整を行った。

⇒平成16年9月に泰明小学校防災拠点運営委員会を発足

防災拠点の役割

区分	機能
① 情報拠点	・ 区災対本部、警察、消防等との情報連携の場 ・ 被害状況やライフラインなど生活関連情報を提供 ⇒ 防災無線、特設公衆電話、Wi-Fiを整備
② 地域活動拠点	・ 地域における災害活動の場 ⇒ 初期消火や救出・救助のための資器材を配備
③ 医療救護所	・ 傷病者の手当てや応急措置を行う。 ⇒ 医薬品やAEDを配備
④ 避難所	・ 自宅生活が困難になった区民を受入れる。 ⇒ 飲料水や食料、生活必需品等を備蓄

災害時の活動内容

① 防災拠点の開設 ⇒ 開設判断、本部設置、建物の安全点検等

② 防災拠点の運営 ⇒ 災害情報の収集・発信、傷病者対応、避難者受入、食料や物資の配布等

⇒ **「泰明小学校防災拠点活動マニュアル」として整備**

今後に向けて

区民、事業所及び店舗等に対して、発災時の正しい避難行動について理解されるよう、より一層、普及啓発に努めていくとともに、区民・事業所を含め各町会から多数の方が参加できる、「まちぐるみでの防災拠点訓練」を実施してまいります。

また、銀座地区の地域特性を踏まえ、事業所防災対策・帰宅困難者対策等の連携方策について全銀座会等と共有化及び連携を図ってまいります。

事業所の責務

東日本大震災において、都内及び区内で多数の帰宅困難者が発生

○駅前や路上等に多数の帰宅困難者が滞留 ○多くの事業所の方が屋外（公園等）に避難

→ 区では都からの要請により、一部の防災拠点において帰宅困難者を受け入れた。

東京都では、東日本大震災の教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を目的として、

東京都帰宅困難者対策条例を制定（平成25年4月施行）

○「従業員の一時帰宅の抑制」 ○集客施設等における施設利用者の保護

○「帰宅困難者一時滞在施設の確保等」等

事業所の責務： ○**従業員の一時帰宅の抑制** ○**施設利用者の保護**

<平常時からの取組> ○オフィス家具等の転倒防止対策

○飲料水、食料、簡易トイレ等の備蓄（3日分）

○従業員、家族の安否確認のための連絡リストの作成